

高山市告示第14号

高山市住民基本台帳の閲覧に関する事務取扱要領（平成18年11月1日決裁）第13条の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、別紙「国又は地方公共団体の機関の閲覧の状況に関する調書」及び「個人又は法人の閲覧の状況に関する調書」のとおり告示する。

令和8年4月1日

高山市長 田 中 明